

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

ただいまの議員は定足数に達しております。よって、平成21年5月下田市議会臨時会は成
立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（増田 清君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より11日までの5日間としたいと思います。これにご異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりであり
ますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（増田 清君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番 鈴木 敬君と6
番 岸山久志君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（増田 清君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月23日、第92回東海市議会議長会定期総会が愛知県豊橋市で開催され、私と副議長が出
席いたしました。この総会では、会務報告の後、静岡県から提出された地方税に基づく還付
加算金の割合の引き下げについての要望のほか3件が原案可決され、これらの措置につつま

しては会長に一任することに決定いたしました。続いて平成20年度の決算等を原案のとおり認定し、平成21年度の負担金並びに予算が審議され、原案のとおりに可決されました。

また、この総会で当議会表彰規定に基づく表彰が行われ、大黒副議長、土屋勝利議員とともに私が勤続10年以上の一般表彰を受けました。土屋勝利議員には後ほど伝達いたします。

次に、4月9日、在日米海軍司令部司令官交代式が横須賀港停泊のジョージ・ワシントン艦上で挙行され、私と副議長が出席をいたしました。

それでは、ここで第92回東海市議会議長会定期総会で表彰を受けられました土屋勝利議員に表彰状の伝達を行います。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規によりお祝い金を贈呈いたしますので、ご承知願います。

表彰を受けられました土屋勝利議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（増田 清君） ここで、表彰状を受けられました方を代表して土屋勝利議員よりごあいさつがございます。

13番（土屋勝利君） ただいまこのよう表彰状をいただきまして、まことにありがとうございます。これも、ひとえに市民の皆様の温かいご支援と、またここにご出席されております議員の皆様を初め、諸先輩の方々には大変温かいご指導とご理解をいただき本当にありがとうございました。また特に市の幹部の皆様には本当に温かいご指導をいただきましたことを心から御礼を申し上げるとともに、議員として残された期間を微力ではございますが一生懸命頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） 改めておめでとうございます。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知及び議員からの提出議案がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

事務局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第77号。平成21年5月7日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成21年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成21年5月7日招集の平成21年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第11号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第7号 平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議員提出による付議事件。

発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

下総庶第78号。平成21年5月7日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成21年5月、下田市議会臨時会説明員について。

平成21年5月7日招集の平成21年5月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納支出長 山崎智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第2号～報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第11号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））、報第4

号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第2号から報第4号までのうち、私からは報第2号並びに報第3号をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしました補正予算は平成21年3月31日専決の平成20年度下田市一般会計補正予算（第11号）並びに平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の2件でございます。

最初に、議案件名簿の1ページ、報第2号でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により下記の専第2号平成20年度下田市一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意ください。

予算補正の理由でございますが、歳入につきましては予算書の2ページから3ページに記載してございますとおり、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金の交付額確定に伴う増減補正及び国・県支出金の確定に伴う増減補正、それから繰入金の減額補正によるものでございます。

一方、歳出につきましては、4ページに記載してございますが、総務費から教育費までの事業の精算に伴う減額補正及び財源調整に伴う予備費の増額補正の予算措置をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,911万3,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど説明資料によりご説明させていただきます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正変更は3件でございますが、まず経済変動対策特別資金利子補給補助金について、平成20年度より平成22年度までの期間で借入金利2.5%以上での融資残

高に対する利子1%に相当する額を限度額として債務負担行為を設定いたしました。融資実績がなかったため補正後において債務負担行為限度額をゼロ円に変更、すなわち廃止としたものでございます。

続きまして、農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましても、平成20年度より平成28年度までの期間で融資残高に対する利子0.27%に相当する額を限度額として債務負担行為を設定いたしました。融資実績がなかったため補正後において債務負担行為限度額をゼロ円に変更、すなわち廃止としたものでございます。

次に、戸籍電算化事業データ作成業務委託は平成20年度において新たに債務負担行為を設定したものでございまして、契約に伴い金額の変更が生じたため変更し、期間に変更はございませんが、限度額において事業予定額8,450万円を6,814万6,000円に1,635万4,000円減額し、平成20年度予算計上額650万円を538万4,000円に111万6,000円減額し、平成21年度以降の支払い額7,800万円を6,276万2,000円として1,523万8,000円減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、予算説明資料によりご説明申し上げます。

補正予算の概要の2ページをお開き願います。

最初に歳入でございますが、企画財政課関係の主なものは、2款地方譲与税、1項1目の自動車重量譲与税は102万6,000円の減額、2款2項1目の地方道路譲与税も179万1,000円の減額、3款1項1目の利子割交付金は交付額決定により4万9,000円の追加、4款1項1目の配当割交付金は30万2,000円の追加補正、5款1項1目の株式等譲与所得割交付金は17万円の減額補正、6款1項1目の地方消費税交付金は847万4,000円の追加でございます。7款1項1目のゴルフ場利用税交付金は32万2,000円の追加、9款1項1目の自動車取得税交付金は230万円の減額、11款1項1目の特別交付税は合併準備経費関係等のルール分を増額要因としまして8,645万3,000円を追加補正したものでございまして、それぞれ交付額決定による増減補正でございます。

続きまして、総務課関係では、15款2項7目の総務費国庫補助金は33万2,000円の追加補正で、これは公共施設アスベスト分析業務に係る国庫補助金の確定に伴うものでございます。

続きまして、市民課関係では、12款1項1目の交通安全対策特別交付金が19万9,000円の減額となっております。

福祉事務所関係につきましても、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は91万9,000円の減額で、自立支援医療費の確定により減額したもので

でございます。被用者児童手当負担金は27万2,000円の減額、非被用者児童手当負担金は13万9,000円の減額、被用者小学校修了前特例給付負担金は11万7,000円の減額、非被用者小学校修了前特例給付負担金は15万1,000円の減額で、いずれも手当額の確定によるものでございます。

15款2項1目の児童福祉費国庫負担金は27万円の減額でございますが、これは母子生活支援施設等措置費につきまして実績がなかったことによるものでございます。児童福祉費補助金12万3,000円の減額は、母子家庭自立支援給付金支給事業につきまして当初20万円の事業費、補助率4分の3で補助金15万円を見込んでおりましたが、事業実績は3万6,520円で補助金は2万7,000円だったため、その差額12万3,000円を減額したものでございます。

4ページをめくっていただきまして、16款1項1目の民生費県負担金の社会福祉費負担金46万円の減額は自立支援医療費の確定により減額したものでございます。

被用者児童手当負担金は3万1,000円、非被用者児童手当負担金は8万6,000円、被用者小学校修了前特例給付負担金は10万2,000円、非被用者小学校修了前特例給付負担金は13万3,000円の減額でございます。いずれも手当の確定による減額でございます。

16款2項2目の社会福祉費補助金は161万9,000円の減額でございますが、これは重度身心障害者医療費の確定により91万3,000円の減、身体障害者住宅改造費は70万6,000円の減額で、これは事業申請がなかったことによるものでございます。

続きまして、建設課関係でございますが、15款2項3目の土木費国庫補助金のうち住宅費補助金は、木造住宅補強計画策定事業につきまして、当初3件、14万4,000円を見込みましたが、実績が1件、4万8,000円だったため、2件分、9万6,000円を減額したものでございます。

16款県支出金、2項6目土木費県補助金の住宅費補助金は木造住宅耐震補強助成事業に係るもので、ふじの国建築建物等耐震化促進事業で40万円の減額、木造住宅補強計画策定事業で2件分、4万8,000円、合計で44万8,000円を減額したものでございます。

また、地域住宅交付金につきましては、特定財源の組み替えをしたものでございます。

続きまして、学校教育課関係でございますが、13款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金は放課後児童クラブ利用者負担金の確定精算により21万9,000円の減額となったもので、15款1項1目の民生費国庫負担金9万2,000円の減額は民間保育所入所児童数の減によるものでございます。

15款2項1目民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金は、柿崎保育所、大賀茂保育

所の僻地保育事業が82万1,000円の追加補正となったものでございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、19款1項特別会計繰入金の7目須崎財産区会計繰入金は157万円の減額で、これは本年3月8日に予定していた須崎財産区議会選挙が無投票となったため、報酬、職員手当等の選挙事務費に係る須崎財産区会計からの繰入金を減額補正したものでございます。

次に、6ページをめぐっていただきまして、歳出補正でございますが、まず企画財政課関係では、2款総務費、9項情報政策費、1目電算処理総務費のネットワーク推進事業は41万1,000円の減額ですが、これはパソコンリサイクル等処分委託料につきまして処分するために固定経費として運搬費が発生するため、平成20年度に処分を予定していた82台分について処分を延期し、平成21年8月に予定している機器100台分の処分とあわせて執行することで経費節減を図ることとしたものでございます。

行政情報化推進事業149万5,000円の減額は、L G W A Nサービス設備の入札差金でございます。

12款予備費、1項1目の一般会計予備費は歳入歳出調整額として1億3,267万4,000円の追加で、補正後の額は1億7,013万3,000円となるものでございます。

続いて、総務課関係では、2款1項1目の総務関係人件費は臨時雇い賃金の精算による不用額で2,208万円の減額、2款1項3目の行政管理費は例規関係事務で例規データベース更新業務量の減に伴う印刷製本費及び業務委託料の不用額186万6,000円を減額するものです。

また、2款1項4目の都市交流事業の13万3,000円の減額は普通旅費の精算に伴う不用額でございます。

2款1項5目の財産管理事務は25万8,000円の減額で、これは下田消防署付近の国道136号を挟んだ市有地防護ネット設置工事の一部設計変更と契約差金による不用額でございます。

続きまして、税務課関係は、2款2項1目の税務総務事務が37万2,000円の減額ですが、これは静岡地方税滞納整理機構予算の執行残見込みによる不用額でございます。

次に、市民課関係ですが、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費で戸籍電算化事業が111万6,000円の減額でございますが、これは冒頭5ページの債務負担行為補正で説明したとおり、戸籍電算化事業データ作成業務委託事業費の減による不用額でございます。

8款消防費、1項1目常設消防費の下田地区消防組合負担事務は58万3,000円の減額でございます。これは下田地区消防組合負担金の通常分の確定によるものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、2目身体障

害者福祉費の在宅身体障害者（児）援護事業は514万3,000円の減額で、内訳の主なものは自立支援医療費184万5,000円の減額、重度心身障害者医療費174万1,000円の減額、身体障害者住宅改造費146万円の減額に伴う不用額でございます。

3款3項児童福祉費、2目児童手当費の児童手当支給事業は125万5,000円の減額で、内訳は被用者児童手当が31万円、非被用者児童手当が24万円、被用者小学校修了前特例給付費が30万5,000円、非被用者小学校修了前特例給付費が40万円、いずれも実績に基づく減額による不用額でございます。

3款3項7目母子福祉費の母子家庭等援護事業は70万3,000円の減額でございます。内訳は母子家庭自立支援給付金が16万3,000円、母子生活支援施設等措置費が50万円の減額となっております。

続きまして、健康増進課関係でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の予防接種事業は248万円の減額でございます。医師補助の臨時雇い賃金が78万円の減、予防接種事業の医師報償費が70万円の減額、風疹・麻疹混合薬剤やBCG接種薬剤等の医薬材料費で100万円の減額となっております。

4款2項1目保健対策費の老人保健事業は、各種検（健）診の委託実績に基づきまして101万8,000円の減額となったものでございます。

続きまして、8ページをめくっていただき、環境対策課ですが、4款3項清掃費、4目焼却場管理費の焼却場管理事務は107万2,000円の減額で、公害測定委託の実績による不用額でございます。

産業振興課関係では、5款農林水産業費、2項林業費、3目保健休養林管理費の保健休養林管理事業74万円の減額は、燃料費で45万円の減額、光熱水費が29万円の減額となっております。

5款3項1目あずさ山の家管理運営費のあずさ山の家管理運営事業16万3,000円の減額は、あずさ山の家温水ヒーター貯湯槽改良工事の不用額でございます。

続きまして、建設課関係では、7款土木費、7項住宅費、2目個人住宅建設促進費の住宅改修建替支援事業は69万2,000円の減額ですが、これは木造住宅耐震補強助成事業について耐震補強助成事業の利用者がなく、補強計画策定事業費の補助が1件、9万6,000円にとどまったことによるものでございます。

続きまして、教育委員会事務局学校教育課関係でございますが、3款3項3目公立保育所管理運営事業の90万円の減額は、インフルエンザの流行、土曜保育の出席児童数の減少等に

よる賄い材料費の減額、4目の民間保育所費149万9,000円の減額は入所児童数の減による不用額でございます。

続きまして、生涯学習課関係の9款教育費、8項1目市民文化会館費の市民文化会館管理運営事業48万円の減額は市民文化会館空調機改良工事の入札差金、また市民文化会館整備事業の85万円の減額は市民文化会館大ホールの調光操作卓改修工事費確定による不用額でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係でございますが、2款4項選挙費、5目須崎財産区議会議員選挙費の須崎財産区議会議員選挙事務は157万円の減額で、これは須崎財産区議会議員選挙が無投票となったため、報酬、職員手当等の選挙事務費を減額補正したものでございます。

以上、大変雑駁でしたが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿の2ページ、報第3号でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第3号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要書をご用意ください。

専第3号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)でございますが、補正予算書の35ページをお開き願います。

まず、第1条の歳入歳出の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,786万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,727万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算の概要の10ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2,000万円の減額で、内訳は1節の医療給付費分現年課税分で1,000万円の減額、また2節の医療給付費分の滞納繰越分で1,000万円の減額、いずれも収納率低下の影響によるものでございます。

3款1項国庫補助金、1目療養給付費等負担金は現年度分で1,292万円の減額で、これは

療養給付費の減に伴う国庫負担金の減額でございます。

3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金266万円の減額は、療養給付費の減に伴う国庫補助金の減額でございます。

6款県支出金、1項県補助金、3目県財政調整交付金は228万円の減額で、これも療養給付費の減に伴う普通交付金の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費は3,800万円の減額で、所要額見込みにより療養給付費を減額したものでございます。

12款1項1目の予備費14万円の増額は、歳入歳出増減額の調整によるものでございます。

これで報第3号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第3号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、平成21年3月31日付にて専決させていただきました専第2号及び専第3号に関する報第2号並びに報第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） それでは、議案件名簿の3ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもので、次の4ページ、専第4号は下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律案が本年1月27日閣議決定され、同日第171通常国会に提出、3月27日可決成立し、3月31日公布されました。

平成21年度の税制改正の具体的内容は、道路特定財源の一般財源化に際し、自動車取得税及び軽油引取税について目的税から普通税に変更、用途制限を廃止する一方、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止したこと、電気自動車、ハイブリッド自動車の低燃費車、低公害車について新車購入時に自動車取得税を免除するなど3年間の時限的な税率軽減措置を導入したこと、個人住民税関係では、所得税で控除し切れなかった住宅ローン控除額について所得税の控除額から税源移譲の範囲内で控除する住宅ローン特別控除を創設したもの、3年ごとの土地の評価替えに際し、現行の負担調整措置を一部見直し、3年間の延長などが盛り込まれたところでございます。

それでは、下田市条例第7号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料を中心にご説明申し上げます。

条例改正関係等説明資料の1ページをご覧ください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主要な改正点でございます。

平成21年度改正の主な内容としては、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、固定資産税（土地）の負担調整措置、個人住民税において上場株式等に配当・譲渡益に対する軽減税率の延長及び確定拠出年金に係る所得控除の見直し、その他個人住民税の生命保険料控除の改組や国際課税に係る所要の措置等がございます。

それでは、ローマ字数字の の住宅税制から説明いたします。

個人住民税において住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除といいますが、創設されます。

3ページをご覧ください。

所得税における住宅ローン特別控除の改正（概要）ですが、上段が一般住宅の場合と下段が認定長期優良住宅の場合の2パターンがございます。両方とも平成21年から25年までに入居したものを対象としており、平成21年に入居しますと平成30年までローン残高の一定率を控除することになり、21年の場合は右側の残高上限5,000万円の税率1%ですので、この年は50万円が住宅ローン控除の対象となり、平成21年から平成30年までの10年間で控除できます。そうしますと、50万円掛ける10年でトータル500万円が控除できる仕組みとなっております。

下段の認定長期優良住宅の場合は、平成21年は白枠ですので、一番下に説明がありますようにローン残高の1.2%、残高上限が5,000万円ですので、5,000万円掛ける1.2で1年で60万円の控除が、平成30年まで借りますと60万円掛ける10年でトータル600万円になります。下の平成24年からは黒枠の1%ですので、この年から居住する人は1年で50万円となります。

次の4ページは税源移譲に伴う税率の変動イメージですが、ご存じのとおり、平成18年度税制改正が行われ、左上の四角の中にあるように所得税は平成18年と平成19年では税率が異なっております。下段の四角の中、個人住民税の表も平成18年度までは200万円まで5%、700万円までは10%、700万円以上13%と3段階になっておりましたが、19年度からは一律に10%となりました。

右の表をご覧ください。

所得税と個人住民税の税源移譲の図ですが、上の所得税195万円以下は10%が5%になり、その分を住民税に5%上積みするものです。この改正によって税源移譲前後で納税者の負担が変わらないよう、19年と20年においても経過措置として実施されているのは皆様ご存じの

ことと思います。これは平成18年度までの入居者に限り、所得税から引き切れなかった住宅ローン控除を個人住民税から控除する制度です。今回の改正は現下の不況対策の一環として緊急にてこ入れが必要となり、住宅投資の活性化を図るために所得税について過去最高の控除限度額にすることと、中低所得者層にも住宅ローン控除の減税効果が及ぶように住民税において減税することとなったものでございます。

1 ページに戻っていただき、ローマ字数字の 住宅税制です。

白丸の下の対象者ですが、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用があるもので、平成21年から25年までに入居した者に限ることになっております。

その下、控除額は所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額、最高は9万7,500円を限度に控除、個人住民税の減収額については減収補填特例交付金により全額補填されるものです。

申告については市への申告は不要となります。これは給与支払報告書について必要な改正が行われます。

経過措置については、平成11年から18年までの住宅ローン特別控除についても同様な仕組みで、申告は不要となるものでございます。

大きな数字の の土地税制ですが、資料の5 ページをご覧ください。

商業宅地の課税の仕組み、平成21年度から平成23年度のもので固定資産税（土地）については現行の負担調整措置が継続されるものでございます。この表の真ん中の下寄りの四角の中にあるように、負担調整措置の原則は前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額を課税標準額とする仕組みになっており、負担水準については60%を超えれば60%に、20%に満たなければ20%に引き上げ、60から70%は据え置きゾーンと呼ばれ、ここにある土地は前年度の課税標準額で据え置くもので、負担水準が70%以上のものについては70%とするものでございます。

左下の四角の中の の条例減額制度ですが、この制度を利用しているところは静岡県にはなく、東京の特別区で実施しているのみです。この制度は継続することとし、右側の四角の中の の条例減額制度は平成21年度新設するもので、商業地等及び住宅用地について税負担が大幅に増加する場合、地方団体の条例で税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度が新設されたもので、平成19年から20年にかけて大都市の一部や特定市街化農地に地価の上昇が見受けられたところがあったため、これを抑制する目的で設けられたものでございます。

次に、4 の金融証券税制ですが、6 ページをご覧ください。

上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について記載されております。上の四角の欄が現行で20年12月までは10%の税率でした。昨年の税制改正により21年から22年は原則20%に引き上げ、特例措置により100万円以下の配当については10%、500万円以下の譲渡益については10%、23年からはすべてが20%の改正が行われたところでございます。本年度の改正により、以前のままの10%で軽減税率の延長を3年間継続し、24年1月から20%とするものとなりました。

説明資料の2ページに戻っていただき、金融証券税制の2つ目の丸印は、貯蓄から投資への流れを促進するため20%本則税率が実現する際に少額の上場株式等、投資のための非課税措置を創設することとなりました。満20歳以上の者は金融証券税制取引業者の営業所に非課税口座を開設し、本措置開設の日から5年内の各年に1口座100万円を限度に開設し、開設した年の属する1月1日から10年内に生ずる配当所得、譲渡所得に住民税を課さない。今後は制度設計の詳細を検討し、22年度改正に向けた措置を講ずるものでございます。

その下のローマ字数字の ですが、その他個人住民税関係で、土地の流動化、有効活用を促進するため、平成21年1月1日から22年12月31日までの間に取得した国内の土地等で、その1月1日において所有期間が5年を超える譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除することとされました。

その下の 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出の掛け金については、その全額が所得控除の対象とされます。確定拠出年金とは、掛け金の運用結果によって将来受け取る年金額が変わるといふ新しい年金制度で、平成13年10月から確定拠出年金法の施行によって始められました。アメリカの401kプランという企業年金を参考につくられたものでございます。一般の企業年金は将来受け取る年金額が約束されている確定給付型の年金です。確定拠出年金には個人型年金と企業型年金があります。

その下の生命保険料控除については、介護医療保険料控除が創設され、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額が改正されるということになっています。

ローマ字数字の 、その下の法人関係ですが、外国子会社配当益金不算入制度の創設等に伴い、法人住民税において所要の措置が講じられます。これは海外に展開する法人の利益を国内に誘導する施策でございます。

その下、投資事業有限責任組合に出資を行う外国法人のうち一定の要件を満たすものについて、一定の手続のもとで国内に恒久的施設を有しないものとする等の措置が法人住民税を課さないこととされます。これは外国資本、ベンチャー企業や再生企業・ファンド等の資金

の呼び込みを図るもので、これらの活動に伴う課税方法を変更するものでございます。

その下の定額給付金、今行っておりますけれども、定額給付金や戦没者の遺族に対する新たな特別弔慰金については個人住民税を課さないこととなっております。

次に、条例文の改正内容について説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、アンダーラインの箇所が今回の改正箇所となっております。

それでは、36条の2の(市民税の申告の規定)ですが、第5条の5の様式の次に第5号の5の2様式を加えるものです。

次の第38条(個人の市民税の徴収の方法)は、下段にある第47条の2第2項が削られたため、「若しくは第2項」を削除し、次の第47条の2(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の規定)は、第2項を削り、第3項にある「第1項の特別徴収対象の年金所得者」を前項の「特別徴収対象年金所得者」に改め、第3項を第2項とするものです。

9、10ページをお願いいたします。

第47条の3(特別徴収義務者)は、「47条の2」の第2項を削ったため関連文を削除し、次の第47条の5(年金所得に係る仮特別徴収税額等)も「47条の2」の第2項を削ったことによる条文の整備です。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第51条(市民税の減免)の第1項第6号は、「特定非営利活動促進法」の次に法律制定番号をつけ加えたもの、第54条(固定資産税の納税義務者等)の第6項中、同項第2号を同項第1号に改め、「施行規則の第10号の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に条文の整備を行うものです。

13ページ、14ページをお願いします。

第56条ですが、第1項中「第9号」の次に「第9号の2」を加えるもので、地方税法の改正により「第9号の2」が追加されました。

左のアンダーラインの「公益社団法人」以下、右の「医療法人(昭和25年)」に改めるものです。これは医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税非課税措置の拡充を図るもので、現行制度に社会医療法人や社会福祉法人、独立行政法人、法人労働者健康福祉機構、健康保険組合等が設置する施設についても非課税とするものです。

次の第58条の2は新設で、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産税を

非課税とする場合の規定で、土地・家屋の償却資産を非課税とする場合の申告の方法を加えました。

15、16ページをお願いします。

第59号は、前のページの58条の2でも説明しましたが、地方税法の改正に伴う条文の整備で、「第11号の4」を「第11号の5」に改めるもの、次の第93条は民法の次に（法律制定番号）を加えたものでございます。

次に附則に入ります。

第7条の3の見出しを（個人の市民税の住宅借入金特別税額控除）とし、第1項中「居住年」の次に（次条において「居住年」という。）を加え、同条3項中、市民税の納税通知書以下アンダーラインを削ります。この7条の3は、平成11年から平成18年居住に対する住宅ローン控除の改正でございます。

17、18ページをお願いします。

右側の第7条の3の2が平成22度からの住宅ローン控除について創設されたもので、説明資料（その1）により説明しておりますので、省略させていただきます。

次の第8条は、前の住宅ローン控除が創設されたことによる条文の整備。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第10条（読替規定）は、地方税法附則の改正による条文の整備。

その下、第10条の2第3項は高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税の減額措置について政府の補助を受けた貸家住宅を追加するもの。

第6項、次のページの第7項は条文の整備です。

21ページの第10条の3は特例措置の創設から一定の期間が経過したため削除し、23、24ページをお願いいたします。

第11条は土地の負担調整措置で見出しの「18年度から20年度」を「21年度から23年度」に改め、次の第11条の2は見出し中「平成19年度又は平成20年度」を「平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例」に改めるもので、第1項、第2項とも土地の価格変動があった場合の修正年度を改めるものでございます。

23ページ、第11条の3は、見出しのとおり20年度までの特例ですので削除し、25ページ、26ページをお願いします。

（宅地等に課する各年度分の特例）で12条は「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」までに改めるもので、冒頭、土地税制のところの説明しましたので省略

させていただきます。

27ページ中段の12条の2削除を削り、次の第13条は農地の特例で「平成18年度から平成20年度まで」を「21年度から23年度」に改め、27ページの最下段の第13条の3を削り、次の29から30ページは（特別土地保有税の課税の特例）で固定資産税と同じように評価替えの年度、または年を改めるもの。

次の16条の3（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）第3項第2号は、今回の改正で附則の条項が追加されたことによる条文の整備。

31、32ページをお願いいたします。

16条の4（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）第3項第2号についても、前条と同じ理由から条文の整備を図るもの。

次の第17条は（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）で、租税特別措置法の改正による条文の整備で、冒頭で説明した21年・22年中に購入した場合の1,000万円の特別控除を追加したもの。

次の33、34ページの中段、第17条の2（有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）についても適用期限を平成26年度まで延長したことによる改正。

35、36ページをお願いします。

第18条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）第5項第2号についても、先に説明した住宅ローン控除の創設に伴い条項を追加。

第19条第2項第2号も第18条と同じ理由で条項を追加するもの。

37、38ページをお開きください。

第19条の2（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）は、会社の精算等により価値を失った株式の場合、譲渡損失とみなしたが、平成21年1月5日から上場株式の株券の電子化に伴い特定保管振替機構の保管の扱いに変更が生じたため、この株式が売買していないことが証明できれば損失として扱うことにしたもの。

次の第20条は租税特別措置法の改正に伴う条文の整備。

39、40ページをお願いします。

第20条の2（先物取引にかかる雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）は、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使もしくは放棄または一定の譲渡による事業所

得・譲渡所得・雑所得をこの特例に追加するもの。

次の20条の4は、第2項第2号と次のページの41、42ページの第5項第2号は、今回の条例改正による条文の整備、その下段の第22条は都市計画税について、固定資産税で改めた宅地や住宅用地、商業地等の負担調整の延長を都市計画税にも適用しようとするもの。

45、46ページをお願いします。

第23条は農地についても宅地と同じように負担調整の延長を適用する。

その次の第27条中、地方税法附則第15条は固定資産税の課税標準の特例で都市計画税に係る条文を整備するもの。

47、48ページをお開きください。

第2条関係下田市税賦課徴収条例（昭和30年下田市条例第31号）の一部改正で、先ほど改めた附則第10条の2の2項に新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額をしようとする場合の申請手続の方法を追加するものですが、第2項を新規に追加したことによりずれが生じたため、これを整備するものです。

49から50ページを飛ばしまして、51、52ページをお願いします。

第3条関係の下田市税賦課徴収条例（平成20年下田市条例第9号）の一部改正で、下段の2条（個人の市民税に関する経過措置）の各項に変更が生じたことによる条文の整備。

次の2条は今改正による条文の整備でございます。

それでは、議案件名簿に戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

附則ですが、第1条の（施行期日）で、この条例は平成21年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第2条は（個人の市民税に関する経過措置）、第3条（固定資産税に関する経過措置）、第4条は（都市計画税に関する経過措置）でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、専第4号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 報第2号から報第4号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算（第11号））に対する質疑を許します。

質疑ありますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうで 2 ページの11の01の01に載っている特別交付税が8,645万3,000円の補正が今回確定したということで出ているわけではありますが、この内容についてもう少し詳しくご説明いただきたいと。

それから、この特別交付税が確定する時期というのはいつになるのかと。年々によって違うのか、あるいは今年の場合はどういう時期にこの額が確定したのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、補正の説明の 9 ページのほうですけれども、学校教育課の民間保育所事業で、これも事業確定によるということだろうと思いますが、149万9,000円の減額となっておりますが、この減額の理由及びこの時期の確定について同様にお尋ねをしたいと思います。

さらに、地震対策を今進めているという状態だろうと思いますが、建設課のほうの同じ 8 ページ、9 ページですか、下田市の耐震補強事業の補助金が計画のみであって実質的な耐震補強に入るといってお宅はなかったと、こういうことでありますが、この現状についてどのようにお考えになっているのかあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今回の特別交付税の関係でございますけれども、冒頭説明申し上げましたとおりルール分に係るものでございまして、この内容につきましては県のほうにもご照会申し上げましてあるんですけれども、県のほうで項目別の交付額は把握しているが、数値の個別提供はしていないというようなお返事もございまして、ただ、今回は合併準備経費と合併の移行経費、これについて増額されてみられているというふうに判断をしているものでございます。

また、特別交付税の確定の時期がいつ頃なのかというご質問でございますけれども、申しわけございません、ちょっと確定の時期がいつ頃になるのか、私、今、まだ承知しておりませんので、後ほどちょっと確認しましてお答えさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 民間保育所費の運営費の減額でございます。これにつきましては、民間保育所の稲生沢保育所並びにひかり保育所の入所児童、年間の述べ人数、その変更に伴いまして、年齢によって単価が決まっているわけですが、それが 3 月 30 日をもって確定したことによる減額でございます。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 耐震関係の部分なんですけれども、この事業は20年度新たに設けました補強計画に対する助成事業3件計画したんですけれども、残念ながら1件しかできなかったということで、2件分できなかったということです。

それから、高齢者につきましても20年度新たに設けた事業1件だったんですけれども、残念ながら1件該当者がおられなかったということで、20年度に新たに設けた制度ということで、我々も一定の広報といいますか、PRはさせていただいたんですけれども、把握が定期的であるかちょっとあれなんですけれども、どうしても耐震ということになりますと非常に事業費が大きくなるものですから、その辺がどうしてもネックになっているのかなという感覚は持っています。

新たに現在、具体的な改修の事例集、筋交いをこのようにやると幾らかかるよとか、枠の補強をするとこのようになるよと、そういったものを今作成しておりますので、これは県のほうで作成していただいているんですけれども、それらができてくれば、もう少し突っ込んだことが耐震化に向けて、皆さん、もう少し取り組んでくれるんじゃないかなという、そのように考えていますので、それらを利用しながら、さらに積極的に取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 特別交付金の関係ですけれども、ルール分にかかわるものだと、そしてそれは合併準備と合併経費にかかわるものであるという、こういう説明を県の担当者から受けたと、こういうことでよろしいんでしょうか、内容は。

この交付金が、約9,000万近くのお金が何かよくわからんと、こういう説明で受けるというような形で果たしていいのかというような疑問が残るわけです。当然法律に基づいて交付されてきている交付税の内容が非常にあいまいであるというようなことはちょっと理解に苦しむと思いますので、再度その点についてどうなのか、確認の質問をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この特別交付税につきましては、補正前の額、ここに記載のとおり2億8,500万円でございますけれども、平成20年度の確定につきましては3億7,142万3,000円ということで、この差額8,645万3,000円を今回補正させていただくものでございますが、主な増額要因としましては、先ほど申し上げましたとおり、合併準備がかなり加算

されているのではないかというふうな判断でございます。

それで県のほうに照会して、具体的な数値については回答は得られないということなんですけれども、個別に各自治体で試算をして、その試算の金額を県のほうに問い合わせ、それについての可否、それが適正かどうかということの回答はいただけるということでございますけれども、具体的な個別な内容については、県のほうからはこちらのほうに教えていただけないという形でございます。

それで、交付税につきましては、普通交付税につきましてもそうなんですけれども、一定の数値に基づきまして算定されるものでございますので、こちらのほうから上げた数値に基づいて、あるいはそれにプラス特別事情を加算して交付されるというふうに判断しておるものであります。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 総務課関係の例規データベース化業務委託の減額理由をお願いいたします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今ご質問の件は例規データベース更新に伴う、両方ありますけれども、印刷製本と業務委託と両方、需用費と委託料、両方という形によろしいですか。

まず、印刷製本に関する件なんですけれども、当初、年間2回例規データベースの更新に伴う例規集の印刷製本をしているんですけれども、当初の見込み1,100ページを予定したところなんです、これが790ページで済んだと。それから委託料の関係も、当初1,100ページ見込んだところ596ページで済んだと。いずれにしても、平成20年度の条例、例規の改正内容のページ数が少なかったということかと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 反対討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市一般会計補正予算）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））に対する質疑を許します。7番。

7番（田坂富代君） 先ほどの説明ですと、1項1目の国民健康保険税一般被保険者医療給付費分現年度分課税分が、1,000万が、この減額の理由が収納率の低下によるものということでしたけれども、これは収納率の低下はどういう理由があったのかということと、調整交付金に対してどういう影響が考えられるのかをお伺いします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 国保については、収納率の先ほど低下ということがありました。昨年の後期高齢者の医療制度が絡んでいて、その分のはね返りというんですか、優良納税者が後期高齢者のほうに移動してしまうという部分がありました。そればかりとは言えませんが、その部分が2.5%ぐらい影響しているんじゃないかなという試算をしておりますけれども、そのほかにはやはり不景気の絡みもあります。

不景気のせいにはしたくはないんですけども、今までと同じように差し押さえもやっておりますし、ただ徴収率が悪いというのは、まだほかにもうちのほうに努力不足があるのかなというふうにも思いますけれども、今後もっと差し押さえ等の滞納処分等に努力すること

や、そのほかに、あと滞納者に対してももっと接触するような機会をとらえて、少しでも上げていきたいなというふうに思います。すみません。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 調整交付金の関係でございますけれども、ご覧のとおり2,000万円の歳入の減と3,800万円の歳出の減をしたわけでございますけれども、3,800万円の歳出を減するとルール分の歳入、要するに国庫から来るお金がそこに出ますと266万円減額になるという、そういう計算上のものがございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） この収納率の低下分が調整交付金にどういう影響があるのかということなんですけれども、これはルール分と言われる、私のちょっと聞き方が悪いのか、それとも理解がちょっと国保は難しいので、よくわからないところもあるんですけれども、収納率の低下に対しては、やっぱりこの調整交付金が削減されてくるといようなお話も伺ったことがあったので、どういう影響があるのかなということでお伺いしたんですけれども。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） すみません、説明がちょっと、私も質問に答えてなかったように。

これは簡単に言うと、収納率が悪くて収入が減ったので調整交付金が減ったわけではございません。それとは関係がとりあえずありません。調整交付金が減ったほうは、歳出が減ったもので、それに対する交付金が減ったというふうな解釈でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 今の田坂議員の質問は答弁になっていないと思いますので、後で研究して回答してやってください。

今度の補正は、この会計は保険給付費支出のほうが主になっている会計であります。したがって、3,800万円の保険給付費が減ったと、ここがポイントだと思うわけですが、この3,800万円の減がどういう患者さんというか、病気が少なくなって、あるいはこの会計の事業の努力によって3,000万円が減ったものなのか。あるいは単に見込み過ぎでこういう数字になったのか、ここがポイントだと思うわけですが、3,800万円の保険給付費の減の原因がどの辺にあるのか、第1点お尋ねをしたい。

それから、この会計がまだ決算の見込み段階に恐らく入ってきているんだろうとも思いますが、見込みのこの数字が大分やはり歳入、黒字の会計になるんじゃないかと予測もしているわけですが、そこら辺の現時点での見込みが明らかになっていれば回答いただきたいと思えます。

2点質問をさせてもらいました。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） まず、3,800万円の減でございますけれども、予想していた3月の議会までに間に合わなかった分、1月、2月分が予想より大分少なかったという、別の意味で、今のことではなくて前のインフルエンザ等が意外となくて、もうちょっといつもですと1月、2月が伸びるんですけれども、その伸びがなかったということで減額させていただいたものでございます。

それと決算の関係でございますけれども、まだそこまで細かくは言っていませんけれども、また予算で8,000万円か9,000万円という数字になるかと今のところ思っておりますけれども、これはちょっと確定していませんので。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 反対討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 今度のこの税の賦課徴収条例の改正でございますけれども、ざっと見ますと、主な改正点は住宅の税制、土地税制、株式の譲渡、住民税、そのほかありますが、これらのこの改正の主なものを見ますと、非常に改正内容がよくわかりにくい点があるわけですが、一般の人にこういう、この改正のメリットを市はどういうふうにして今後アピールするのか。

要するにメリット、恐らくほとんどの人は、これはわからないと思うんですよね、この改正点は。そういうメリットが本当に出てこなければ、この改正点のプラスの効力はないわけですよね。その点はどういうふうに市はPRしていくのか。そしてまた市民にどういうふうに知らしめていくのか、その点をまずお聞きします。

それと下田市のこの税収にかかわる増減、このものがあるのか、ないのか、その辺のところをちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 今回の改正は、今言われたように住宅ローンの改正とか固定資産税の負担調整の関係とか株の配当、譲渡の関係とかというものが主なものになっております。これについては大体、国の経済政策がほとんどで、住宅ローンについても一昨年でしたかね、建築確認がなかなか難しくなって、姉齒事件から。なかなか建物が遅れているよとかというふうな形になって、最近は建築がなかなか余り建てるということが少ない 不景気にもよりますけれどもということで、そこにちょっと起爆剤でローン控除を増やしてやろうということが1つはあると思います。

しかし、これが市民に直接と言われましても、市民が住宅を建てるのには何千万円もかかりますんで、なかなか市内の景気がよくなると、これが直接反映されてくるとはちょっと思えません。

固定資産税の負担調整についても、ほとんど今までやっていたことを3年に一度の評価替

えにあわせて負担調整をして全国平均に合わせていくという形のもので、これについても何らそんなに大きな話はないと思います。

株についても、昔からもう20%ですよ、預金と同じ20%に金融税制やりますよという形でやっていますが、これ、20%に何回も何回もやっていますけれども、ずっと10%でという形に変えてきていませんので、しかも株も今大分下がっていてなかなか手をつけるという人もいませんので、これについても余り影響はないんじゃないかなと。

ですから、今回の改正でメリットがあるとか、ないとかというのは、私としては余り、これをやったからといって景気になるとは思いません。

税収の増減については、住宅ローンを減らした分、例えば平成20年度ですが、これは500万円ぐらいで還付しています。これについては、先ほど言われたように特例交付金で国のほうからお金が入ることになっておりますので、これについても今までと何ら変わらないということで、今回の改正は余り、こうは言っても、あれはないんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 21年度からの税制改正で推定をするのはなかなか1つは困難かもしれませんが、例えば固定資産税の3年間の負担調整でどのぐらいの減額になるのかというような数字の計算はされているのでしょうか。されていれば明らかにしていただきたい。

それらのものが、そうしますと国のほうの政策による減額ですので、負担がされるというぐあいに固定資産の負担調整も含めて考えていいのかと。住宅部分のところだけが国の負担があるのかということですが、固定資産のやはり負担調整が一番市にとっての税額の額としては大きいんじゃないかというぐあいに思いますので、そのところの試算がしてあれば明らかにしていただきたいと思います。

それから、住宅ローンの控除が所得税で引けなかった部分を住民税のほうから引くと、最高額で9万7,500円ですか、限度だということですので、これは先ほど20年度が500万円程度であったことからいっても大した数字にはならないんじゃないかというぐあいには思いますけれども、改めてこちら辺も試算したものがあれば明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井博文君） 固定資産税については、これは今回のあれは土地についてでございますけれども、これについてはまだ減額がどのくらいという試算はされていません。固定資産税が大きいのは建物、やはりどっちかという大きいというか、動きがあるのは建物が新築が何件あったとかというのが大きな固定資産税に絡んできますんで、負担調整があったからといって、土地についてそんな上下するようなことは余りないんじゃないかなと思います。

あとは、もう一つ住宅控除の関係で……。

〔発言する者あり〕

税務課長（河井博文君） ないです。

試算についてはまだしてないですけども、多分、今、平成20年度は済みました。今、21年度も実際やっているところです。これについては、平成11年から18年度に居住した人の分を余り損しないような形で、平成18年度に税制改正があってやっているんですが、それについても500万円ぐらい今ありまして、今後も21年度については申告があればやっていきますけれども、多くても500万円ぐらいだろうと。それは特例交付金で来るから、市については別に損得はないよということです。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第5号～報第7号の上程・説明・質疑

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第7号 平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、以上3件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第5号から報第7号までのうち報第5号及び報第6号につきましてご説明申し上げます。

報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、議案件名簿の12ページをお開き願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告させていただくものでございます。

なお、繰越明許費繰越計算書につきましては、これまでは議席配付という形でご報告申し上げておりましたが、昨年9月市議会定例会におきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定による公営企業の資金不足比率の議会報告につきましては議案として報告させていただきましたことから、この繰越明許費繰越計算書につきましても他の自治体の例を参考に議案として報告させていただくこととしたものでございます。

それでは13ページ、14ページをめくっていただき、13ページの表の最上段に記載してあります表の区分につきまして、左から、款、項、事業名、金額となっておりますが、この金額につきましては、3月市議会定例会の補正予算におきましてご承認をいただいておりますところの平成21年度への繰越設定金額の限度額でございます。その次に記載してあります翌年度繰越額が実際に平成21年度に繰り越しをする額で、その右側、14ページが財源内訳でございます。

それでは、事業名に沿って順次ご説明申し上げます。

なお、財源内訳につきましては、この計算書のとおりでございますので省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費の行政管理総務事務（ハイブリッド車両購入一式）でございますが、これは国の第2次補正予算に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金事業により交通対策及びエネルギー対策の実現として公用車のハイブリッド化の推進に向けて車両を購入することについて3月9日付で交付金の交付決定を受けたところですが、入札執行等、事務処理の関係で年度内での事業執行ができなかったため、288万6,000円を21年度に繰り越すものでございます。

続きまして、定額給付金給付事務につきましては、景気後退下における住民の生活不安への対処とあわせまして、地域の経済対策に資するため定額給付金を給付する事業の事務費について平成21年10月1日を期限としておりますが、平成20年度執行残額の1,385万2,000円を繰り越すものでございます。

また、定額給付金給付事業につきましては、事業費の全額4億454万4,000円を翌年度に繰り越すものでございまして、平成21年4月28日に第1回目を、また5月1日に第2回目の給付を行ったところでございます。

続きまして、2款総務費、9項情報対策費のネットワーク推進事業（庁内LAN用パソコン）でございますが、これも国の第2次補正予算に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金事業により情報通信基盤の整備充実として電子行政サービスの基盤整備を図るため庁内LAN用パソコンを購入することについて、入札執行等の関係で年度内での事業執行が未済につき、946万1,000円を21年度に繰り越すものでございます。

次に、3款民生費、3項児童福祉費の子育て応援特別手当交付金交付事務でございますが、繰越額は19万3,000円でございますが、これは生活対策の一環として多子世帯の幼児教育費の負担に配慮するため、国の第2次補正予算に伴う子育て応援特別手当交付金交付事業に係る事務費でございます。

また、子育て応援特別手当交付金交付事業につきましては、交付申請手続や事務処理等の関係で年度内執行ができなかったため、事業費の全額1,033万2,000円を繰り越すものでございます。

なお、交付処理状況につきましては、対象世帯258世帯のうち186世帯に対して平成21年5月1日に第1回目の給付を行ったところでございまして、6月1日までの間に217世帯、813

万6,000円を交付する予定となっております。

続きまして、4款衛生費、3項清掃費のごみ収集車両管理事務（ごみ収集車両購入一式）でございますが、これは廃棄物の適正処理と環境問題への対応を図るため、集中体制の強化に向けてごみ収集車両（回転板式パッカー車）を1台購入する事業でございますが、入札執行等の関係で年度内執行ができなかったため、905万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費の消防ポンプ自動車整備事業でございますが、これは安全・安心な暮らしの実現及び防災強化対策等として、災害発生に向けた消防団の機能強化を図るため消防ポンプ車を1台購入する事業でございますが、入札等の関係で年度内執行ができなかったため、2,012万4,000円を繰り越すものでございます。

以上、合計8事業で繰越額は4億7,044万3,000円となるものでございます。

以上で、報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案件名簿の15ページをお開き願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告させていただくものでございます。

16ページをお開きいただき、繰越計算書の上段に記載してあります区分につきまして、左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額となっており、金額の欄に記載した額が3月市議会定例会の補正予算におきましてご承認をいただきました平成21年度への繰越設定金額の限度額でございますが、その右側が実際に平成21年度に繰り越しをする額で、下の表が財源内訳となっております。

それでは、事業名に沿ってご説明申し上げます。

なお、財源内訳につきましては、繰越計算書のとおりでございますので省略させていただきます。

2款事業費、1項事業費の下田浄化センター等更新事業（下田浄化センター等施設更新工事）でございますが、繰越額は1,000万円でございます。これは下田浄化センター施設更新のため計測機器を配管から撤去したところ配管に腐食が見られたことから補修を行う必要が生じ、この補修に関する設計変更により1カ月の期間を要したことから年度内完成が困難となっ

たため繰り越しをいたしたものでございます。

以上で、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） それでは、報第7号 平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご報告をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開きください。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製をさせていただいたもののご報告でございます。

次ページ、18ページをお開きください。

9款5項、事業名は平成19年度繰越明許費市史編さん事業でございます。支出負担行為額は335万1,600円、左の内訳欄の支出済額は220万円、支出未済額は115万1,600円。内訳欄につきましては、後ほど詳細の説明をさせていただきます。翌年度繰越額は支出未済額の115万1,600円と同額でございます。財源はすべて一般財源でございます。

繰り越しをさせていただく理由といたしましては、市史が完成いたしますと全体でおおむね1,150ページを予定しております。当初、平成19年度であります、一般の方々にもご理解しやすいように要約文250ページを追加いたしました。平成20年度におきましては、編さん委員の方々がさらなる内容の充実 注釈文・解説文等のつけ加え、あるいはレイアウトの変更等でございます 内容の充実を求められ、その結果、作業に時間がかかり、校正作業に遅れを生じ、20年度内での完成が困難となり繰り越しさせていただくものでございます。

本年2月20日に部分払いを含めた工期を平成22年3月23日に延長する契約変更をさせていただきました。部分払いについては、事業着手後およそ1年半にわたり請負業者は誠実かつ確実に業務を遂行し、業務の主体となる手書き原稿から活字原稿への変換作業はおおむね終了しており、請負業者にかかる負担に対する対価として3月末日までの進捗率を換算した結果、75%となりました。進捗率の9割分以内の支払いとし、約67%、220万円を4月28日に支払いをさせていただきました。したがって、平成21年度への繰越額として115万1,600円を繰り越しさせていただきました。

なお、4月28日に市史編さん事業の打ち合わせを行いましたので、4月末現在の大きな進捗率についてご報告をさせていただきます。

状況を子細にご理解いただくため、校正回数によりご報告をさせていただきます。すべて

の校正回数は6回まで行われます。

まず、考古部門につきましては第4校が入校されております。

次に古代部分、その中の神話・伝承は第3校まで入校されております。

飛鳥時代も同じく3校、奈良時代につきましては2校まで入校されております。

平安時代は(1)から(3)までである中で(1)が2校まで入校されております。

最後に中世でございますが、鎌倉時代及び南北朝・室町時代のものにつきましては4校まで入校がされております。

戦国時代(1)から(11)までである中で、(1)から(2)までが4校、それから(3)から(8)までが3校の入校となっております。

大変申しわけございませんが、この場をおかりして市史編さん委員の先生方のお言葉を伝えさせていただきます。

現在作成している原始・古代・中世編は、今までの資料集の3巻分の仕事量に相当するものであります。限られた体制の中で進めていることを理解していただきたい。進みぐあいに差はありますが、校正作業は順調に進んでおり、最終的に立派な成果品ができることを保証いたします。

私ども担当といたしましても、成果品はどこへ出しても恥ずかしくない、だれが見てもわかりやすい立派な市史が完成することを信じております。どうぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

雑駁ではございますが、ご報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長(増田 清君) 報第5号から報第7号の当局の説明は終わりました。

これより各報告ごとに質疑は行います。

報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって、報第5号 平成20年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 平成20年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第7号 平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） この報第7号の平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてですけれども、この事故繰越しに関しまして3月の議会の委員会においても説明を受けたものですが、そのときと若干説明の内容が違うように思われましたので、お伺いいたします。

第1点目に、この事故繰越しという言葉自体耳なれないものでありますが、過去下田市において事故繰越しをしたことがあるのか、あるとしたら、それはどのような事例かお伺いいたします。

第2点目に、資料編の内容充実のためというのが事故繰越しの理由として当てはまるのかお伺いいたします。

第3点目に、この理由でありますと、こういう事態に立ち入った理由としてとてもあいまいであろうかと思えます。適正な事務執行を怠ったということがあるのではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

以上3点お伺いします。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 事故繰越しの理由でございますけれども、3月補正のときに収入分を減額させていただきました。そのときの理由も、校正作業等に時間がかかっているというようなことをご説明させていただいたかと思えます。

事故繰越しということにつきまして、平成19年度に当初予算をいただきました。その年度内の完成が無理だということで、20年度に繰越明許をさせていただきました。その後、20年度中の完成が見込めなかったもので、次に事故繰越しという繰り越しの名前になりまして繰り越しをさせていただき今説明をさせていただきました。

過去に事故繰越しがあったのかというご質問でございますが、ごめんなさい、ちょっと年度が自分の頭の中で、福祉事務所でたしか平成3年度頃だったと思えますが、保育園の通園

路の賠償問題というのでしょうか、それで建設費用を事故繰越しという形で行った事例が1件ありました。

それから、今回私どもは非常に事故繰越しというのは、議員さんがおっしゃっているとおり、確かに事故としての理由というものを明確にご説明するべき、また事故繰越しとさせるためには、そういう明確な理由がということが確かに謳われておりますが、非常に私ども市史編さん事業、弁解をするわけではございませんが、ほかの市等を見ておりますと、やはり何力年事業でしております。私どものほうは、平成19年度に当初予算をいただいたとき、その年度中にできるよという中でのスタートでございまして、その件につきましては事務執行上やはり私どもの管理というのか、管理というべきでございましょうけれども、確かにきちんとできなかったのかなというふうには反省をしております。

なおかつ普通、繰り越しをさせていただいた場合、その年度内で完成をしなければならないというふうに思います。ところが1年間という期間をいただきましても昨年中にできなかったということで非常に私どもも事務執行上の責任を感じておりますが、市史編さん室というものの体制というものも、ちょっときちんとした組織として確立されておられませんので、ちょっとその辺につきましては組織体制から、前にもご指摘をいただいているかと思うんですけれども、その辺も踏み込んで、きちんとしたものを確立した上で編さん委員の方々に十分な編さんに携わる事務をしていただく、そういった組織づくりが今後私ども生涯学習課に課せられている大きな課題になるのかなというふうには感じております。

以上でよろしいでしょうか、すみません。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 非常に納得はできないと皆さん思われませんか、これは。

多分、第1点目の質問に関してですけれども、平成3年度に事故繰越しというのがありました。これ、先ほど課長が言われたように下田保育所の通園路についての工事がありましたね。これは、着工しようとしたところに裁判所に工事禁止の仮処分の申請が出されたということで、これが急遽事故繰越しという形になったということでございますけれども、これは繰越し明許費をさらに事故繰越しということではないと思います。ということは、今回の事故繰越しというのは、繰越し明許費を改めてまた事故繰越しするというので初めての事例ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目の資料編の内容充実ということで、ここに理由として書かれているわけですね。事故繰越しの理由としては、もう課長も十分ご承知のとおり、避けがたい事故の

ために年度内に支出を終わらなければならなかったというものというのはどういうものかといったら、天災地変に当たると、そういうことが考えられるということなので、果たして、これ、事故繰越しという理由として、説明として、これでいいのかということです。

3点目の責任の所在ということですがけれども、事務執行にやはり反省すべきところはあるということでしたけれども、組織の体制云々ということではなく、これはやっぱり管理していくべき責任を果たしていないということを私ははっきりすべきだと思います。いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 私が先ほど説明させていただきました事故繰越し、こういった事例は恐らく下田市では初めてだったかと思います。

それから、理由としてという問題を先ほどからおっしゃられておりますけれども、確かに条文で規定されているような避けがたい理由というものが、ここでは明確にお答えできることは、本当に申しわけなかったんですけれども、ございません。執行上の責任としましては非常に痛感しております。

それから、説明のほうで内容を充実しているからという説明をさせていただきましたが、本当にこれからでき上がる市史は非常によいものができるということを再度お話しさせていただいて、申しわけないんですけれども、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） これは、内容充実と事務執行とは全く別の内容だと思います。

それで繰越し明許を事故繰越しするという初めての事例をここでつくってしまったということとをきちんと頭に入れていただいて、今後の事務執行をきちんとしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、報第7号 平成20年度下田市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時54分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第36号～議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、議第36号から議第38号までの各補正予算につきまして一括してご説明申し上げますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものは、下水道事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還に伴う下水道会計繰出金の減額、共立湊病院における小児救急医療再開に伴う予算対応、債務負担行為設定の戸籍電算化業務データ作成業務委託費の減額、平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例対策事業によるふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業関係、そして緊急地域経済対策の一環としての住宅リフォーム事業とプレミアムつき商品券発行事業補助金等でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,822万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,422万6,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明を申し上げますので、ピンク色の5月臨時市議会補正予算の概要の2ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、18款2項1目財政調整基金繰入金は500万円の追加でございます。これは緊急地域経済対策事業の財源に充てるも

のでございます。

続きまして、健康増進課関係では、12款2項2目の県費・保健衛生費負担金は34万5,000円の追加で、これは共立湊病院における小児救急医療再開に伴い第2次救急医療運営費負担金を賀茂管内5町から受け入れるものでございます。

15款2項3目県費・保健衛生費補助金も小児救急医療再開に伴う小児救急医療施設運営事業県補助金を受け入れるものでございます。

なお、小児救急医療につきましては、本年3月中旬に再開が決定したため当初予算に計上してありませんでしたので、4月分、5月分は予備費で対応させていただき、今回の補正予算は6月から3月までの10カ月分をお願いするものでございます。

続きまして、産業振興課関係では、15款2項5目県費・商工費補助金が4,196万円の追加でございまして、内訳は3ページ補正内容等に記載のとおり、ふるさと雇用再生特別事業県補助金として、1件分、462万5,000円を、また緊急雇用創出事業に対する県補助金として3,733万5,000円を受け入れるものでございます。

次に歳出でございますが、4ページ、5ページをお開きいただき、企画財政課関係では、2款1項15目事業コード0380財政調整基金700万円の積み立ては、下水道事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還に伴う下水道会計への繰出金700万円を減額することに伴い、行革の効果額を目に見える形とするため同額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

12款1項1目の予備費14万1,000円の減額は、今回の補正に伴う歳入歳出増減額の調整でございまして。

続きまして、税務課関係で、2款2項2目コード0471資産税課税事務707万円の追加は緊急雇用創出分でございまして、これは税の正確性、公平性の確保の観点から固定資産の各種属性データ等の基礎資料として課税地図情報を作成するため業務委託するものでございます。

2款2項2目コード0472市税徴収事務123万3,000円の追加は、固定資産税に係る県知事配分価格の修正に伴う市税還付金112万3,000円と還付加算金11万円でございます。

続きまして、市民課関係でございますが、2款3項1目コード0501戸籍電算化事業は1,523万8,000円の減額でございまして、これは債務負担行為により戸籍の電算化事業を進めるに当たり、プロポーザル方式により大手3社のヒアリングを行って委託業者を決めたものですが、予定した額を大幅に下回ったため減額補正するものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、4款1項4目のコード2061第2次救急医療事業は138万3,000円の追加でございまして、歳入でご説明申し上げました小児救急医療に対

する県費補助金でございます。

続きまして、環境対策課関係では、4款3項6目のコード2381県環境衛生事業で206万8,000円の追加でございます。これは市内における浄化槽設置等の実態について緊急雇用創出事業により台帳整備を行い、合併処理浄化槽の計画的な普及促進を図るとともに、定期的な保守点検、清掃実施の適正把握に努めるための臨時賃金、パソコン購入等の経費でございます。

4款3項6目のコード2383環境美化推進事業は492万9,000円の追加でございます。これも緊急雇用創出事業により臨時職員を採用して市内においてパトロールを実施し、不法投棄ごみの撤去作業と廃家電の運搬を行うものでございまして、臨時雇い賃金333万6,000円が予算の主な内容でございます。

続きまして、産業振興課関係では、5款1項5目のコード3200農用施設維持管理事業は380万7,000円の追加で、緊急雇用創出により農道や林道の美化事業を実施するものでございます。

6款1項2目のコード4050商工業振興事業は1,690万円の追加でございますが、これは緊急地域経済対策の一環として、居住環境の整備・向上とあわせて市内の建築関連業界の振興を図るための住宅リフォーム事業助成金1,000万円と市内の消費拡大を図り、もって地域経済の活性化に資するためのプレミアムつき商品券発行事業に対する補助金690万円でございます。

6款1項5目のコード4170ふるさと雇用再生対策事業は462万5,000円の追加で、これは歳入でご説明申し上げましたふるさと雇用再生特別事業県補助金を受けて、委託事業により地場産品販路拡大事業を展開するものでございます。

6款1項5目のコード4180緊急雇用創出対策事業は381万1,000円の減額でございますが、これは当初予算で計上した緊急雇用創出事業について事業実施原課へ予算振替を行うものでございます。

なお、緊急雇用創出事業に係る臨時職員の社会保険、雇用保険、労災保険料につきましては、雇用の実態把握のため商工費で一元管理することとなっております。

続きまして、観光交流課関係では、6款2項2目のコード4251観光振興対策事業は216万4,000円の追加で、緊急雇用創出事業により観光協会へ委託して観光イベント案内業務を実施するものでございます。

6款2項3目のコード4350観光施設管理総務事務は122万6,000円の追加で、緊急雇用創出

事業により遊歩道の草刈りや道の駅周辺の植栽、はまぼうロードの点検整備などを委託するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをめくっていただき、建設課関係でございますが、7款1項1目のコード4500土木総務事務492万5,000円の追加で、緊急雇用創出事業によりクリーンアップ作戦業務として、シルバー人材センターに委託し、市道や河川等の草刈りや伐採などを行い、環境美化を図るものでございます。

7款5項4目のコード5250都市公園維持管理事業は222万円の追加で、これは緊急雇用創出により、クリーンアップ作戦業務委託として当初予算に計上した都市公園等の草刈りや伐採について商工費の6款1項5目から振りかえたものでございます。

7款6項1目のコード5550下水道会計繰出金は、下水道事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債の利率決定に伴う利子の減額により、下水道会計繰出金を700万円減額するものでございます。

続きまして、学校教育課関係では、3款3項3目のコード1550公立保育所管理運営事業の176万5,000円の追加は、発達障害や身体的なハンディキャップを有する園児に対して、緊急雇用創出により臨時職員を雇用して特別支援事業を実施するものでございます。

3款3項6目のコード1452放課後児童対策事業の155万7,000円の追加も、緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用して放課後児童クラブを利用するサポートが必要な児童に対し特別支援を行うものでございます。

9款1項2目のコード6010教育委員会事務局総務事務は279万5,000円の追加でございますが、緊急雇用創出事業により、小学校・中学校、幼稚園の校舎や園舎周辺において草刈り、伐採、剪定などの美化整備を図るものでございます。

9款1項4目のコード6031特別支援教育体制推進事業は419万8,000円の追加で、LDやADHDなど発達障害等により支援が必要な子供をサポートするため、緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用して特別支援教育体制の充実を図るものでございます。

9款4項1目のコード6250幼稚園管理事業は102万9,000円の追加でございますが、これも発達障害等により特別な支援が必要な園児をサポートするため、緊急雇用創出事業により臨時職員を雇用して教育ニーズの充実を図るものでございます。

続きまして、生涯学習課関係では、9款5項6目のコード6600図書館管理運営事業は352万2,000円の追加でございますが、これは緊急雇用創出により当初予算に計上した図書館蔵書データ作成作業について商工費の6款1項5目から振りかえたものでございます。

以上で、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の21ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,267万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、補正予算の概要の8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、新設科目の6款1項1目国庫・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが567万円の予算計上でございます。これは高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営を図るため、低所得者への配慮として保険料軽減措置を実施するに当たり保険料徴収管理システムの改修が必要となり、当該システム改修に要する経費に対し10分の10の国庫補助金を受け入れるものでございます。

続きまして歳出でございますが、1款1項1目のコード8700後期高齢者医療総務事務は歳入と同額の567万円の追加補正でございます。低所得者の保険料の減額措置に伴う保険料軽減システム改修業務委託費を計上したものでございます。

以上で、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

お手数ですが、予算書の33ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,500万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金は700万円の減額でございます。これは一般会計の7款6項1目下水道会計繰出金でご説明申し上げましたように、下水道事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債の利率決定に伴い利子が減額となった

ことにより、一般会計繰入金を700万円減額するものでございます。

続きまして、歳出の1款1項1目のコード8801下水道排水設備設置促進事務は310万円の追加補正でございます。これは、公共下水道の普及・環境衛生の向上を図るため平成20年度において公共下水道接続に対し7万円の特例助成措置を講じたところ大きな成果が見られたことから、21年度においても20年度と同額の助成措置を講ずることとし、90件を見込み、当初予算計上額との差額310万円を補正するものでございます。

3款1項2目のコード8860下水道起債利子償還事務は1,070万9,000円の減額でございますが、これは下水道事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債の利率決定に伴う利子の減額分でございます。

4款1項1目の予備費は60万9,000円の追加で、歳入歳出調整額でございます。

以上で、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第36号から第38号までの3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 議第36号から議第38号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。7番。

7番（田坂富代君） 歳入のほうの財政調整基金500万円の説明を、すみません、もう一度お願いします。

それから、歳出のほうですけれども、学校教育課関係で臨時雇用賃金、これが特別支援教育体制推進事業、今のご説明ですと、LD、その他発達障害の子供に必要な職員を雇用するというところでございますが、こういう子供がいるというのはわかっていたことだと思うんですけれども、4月以降新たに転入者があったのか、そうではないとしたら、それとも本来は当初予算に上がってくるべき予算ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 財調500万円の取り崩しでございますけれども、これは緊急地域経済対策事業の財源に当たるものでございまして、主に住宅リフォーム事業の財源として考えております。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 私どものこの緊急雇用につきましては、議員おっしゃるとおり、4月から入ったという、そういうことではなくて、本来であれば当初から予算を認めていただきかったものでございますが、そういう全体の予算の中で我々の努力不足もありまして、こちらの要求が十分でなかった、要求どおりの予算が得られなかったということもございませう。

しかしながら、人数が確定しているわけではございませんで、各学校からどうしても欲しいというようなものが4月になって上がってきます。それに対応するために今回お願いしている部分も相当ございます。今まで各担任の先生、あるいは学校全体でそういう子供に対して対応をご苦労されているわけなんですけど、こういう制度があることから、充実させるという意味で今回お願いしたものがございませう。

そして、幼保、あと放課後児童クラブ等につきましても、今の指導員の方々がそれぞれ苦労されています。そういう中で少しずつそういう特別支援の必要な子が増えてきているというふうな中で、ほかの子供たちが安心して教室、あるいは園の中で過ごせますように、今回この制度を利用させていただいているところでございませう。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 言われていることはよくわかるんですけども、やっぱり要求どおりの予算が得られなかったというのも、これもどうなのかなと思うんですよ。これ、本来必要なら、きちんと上げるべきことであって、今さら、これは大事なことですよ。

すごくこういう特別支援しなくてはならない子供が出てきているので、また学校からの要求が4月にならないとわからないというのものもあるのかもしれませんが、やはりこれ、今こういう子供が増えていて、学校のほかの子供たちの学習にも支障が出てくるということなんですから、これ、4月の当初予算の段階でなぜ上げなかったのかと。なぜ、その要求が通らなかったのかということをはっきりしていただきたいと思ひます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません、これにつきましては、当初6名の方を要求させていただいております。しかしながら、先ほども申しましたように予算全体の中で教育委員会の予算があるわけで、その辺がキャップというものがあるわけなんですけど、その辺で削らざるを得なかったというふうなところがございませう。そういう面で、この緊急雇用が制度として次年度あるというふうなことの中で、そちらで要求できるということから、このよう

形になったということでございます。

議長（増田 清君） 7番、最後です。

7番（田坂富代君） それでは、今の説明によりますと、この制度があるのがわかっていたから、こういう形で要求したというふうな理解でよろしいのか。それとも、私の考え方が間違っているかもしれませんが、これ、もしこの制度がなかったりした場合は足りないまま過ぎていくということじゃないですか。だって、6人要求したのが通らなかったという話でしょう。学校教育課として、じゃ、それでいいのかという話ですよ。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） そういうことで年間をこの予算でいってしまうということではなくて、また6月に補正があるわけですので、そのときに要求するというで考えておりました。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

6番。

6番（岸山久志君） すみません、しつこくなりますけれども、先日の全体協議会でもちょっと聞いたんですけども、例のアンテナショップの件で明確な答弁が聞けなかったので、再度質問させていただきたいと思います。

らくらとベ이스テージに1名ずつ派遣して、地場産品等売るのか、売るんではないですね、地場産品の説明程度かな、一応売るかもしれませんが、周りには迷惑かけないような売り方をすると、そういうことでありますけれども、そのアンテナショップという名前が先日出てきましたけれども、このアンテナショップというのは、もう多分、アンテナショップと商工会議所から言われたからアンテナショップにしたんじゃないかと思うぐらいにアンテナショップの体をなしていないわけで、そこで現実的にアンテナショップというのは、よその地域に出て地元の産品がどの程度売れるか、どういう産品が売れるかと、そういう動向を調べるのがアンテナショップだと思うんです。それが地元であって、そういうようなことをやるということは、どのようなメリットを考えてやるのか、その辺ははっきりしないとよくわかりません。

そしてまた、らくらにおいて今現状1名の方が勤めておりますが、あそこの狭いところにもう1名現実的に必要なかどうか。その辺も含めてお願いします。

そして、ベ이스テージはどの辺を利用してアンテナショップ的な販売をする、その辺の質問をします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） らくらの現状1名ともう1名ということですが、この追加といいますか、この1名は、販売もそうですけれども、観光客等の動向というんですか、販売の方向性といいますか、そういった調査も兼ねて雇い入れるという計画になっております。

それとベ이스テージの販売箇所ですけれども、予定としましては2階の事務所、その反対側というんですか、あそこに少しあいたスペースの、前、展覧会みたいな小さいスペースがあったんですけれども、そこを予定しております。

それとあとアンテナショップですけれども、これは地場野菜等、下田の銘菓といいますか、そういったものを販売するという予定であります。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） ちょっと質問の意味が違うような気がするんですけれども、いいでしょう。

まず、ベ이스テージにつきまして、そこで販売して、現状、農協等が販売しているわけですが、その辺とのバッティング等にちょっと危惧するんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

そして、アンテナショップというのは、先ほども言ったように、売れる動向とか、そういうのを地元フィードバックして、そしてどういう商品が売れる、その辺に力を入れるとかと、そういう消費の動向を見るのがアンテナショップだと思うんです。その辺をもう少し理解していったらいかがかと思えます。多分、商工会議所からアンテナショップという名前が出てきたから使っていると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） このアンテナショップですけれども、ふるさと再生雇用につきましては3年間という期限があります。その3年後を見据えて消費の動向等を調査するという意味でアンテナショップという名前がついているということです。

それとあと農協とバッティングするのではないかということですが、その辺は十分農協、あるいは漁協と協議しまして、バッティングしないような方向でいきたいと考えております。

議長（増田 清君） いいですか。

6番。

6番（岸山久志君） ちょっと、今まではわかりましたということで、それからプレミアムつきの例の商品券なんですけれども、先日の全体協議会でも鈴木議員のほうから出ましたが、時期が大分遅れるということで、先日ちょっととある店舗に行ったところ、もう定額給付金入った方もいらっしゃいますよね。その方がもう使わなきゃいけないからといって、焦って使っているという状況もあります。それなので、今さらできても、もう使っちゃったよというような言葉も、よその地域では、それ遅れた場合のところは結構そういう話も上がっているそうなので、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 確かにそのとおりだと思います。ただ、この商品券は連番を打つとか、そういった作業がありまして、印刷の関係が少し間に合わないということでしょうがないのかなと考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、今の岸山議員の質問と関連します。

プレミアム商品券についてなんですけれども、何か発行時期が6月1日からになるそうでありまして、そこら辺の情報を私どもはキャッシュバックセールやっているんですけれども、そっちに全然入ってこないとか内部的にいろいろ問題はあるんですけれども、1つは、僕は5,000円キャッシュバックセールやっています。それで、あのプレミアム商品券は主に商工会議所が窓口になってやっております。定額給付金は、これは市のほうが国からの定額給付金の事務委託を受けて市がやっているんです。そこら辺の関連性、情報の共有、交換、相談、連絡、そこら辺が全くない。当初は、5月の半ば過ぎから定額給付金が下田市内でも口座振替等々で市民のほうに行くだろうというふうなことで、それにあわせて5,000円キャッシュバックセールも考えました。それでプレミアム商品券も、それにあわせて何とかやろうというようなことになりました。ところが定額給付金は、もう4月28日に第1段出ています。

早いことはいいんですけれども、そこら辺の事業との兼ね合いということもありまして、早ければいいというものでもない。今みたいに岸山君の発言にあったように、もう入ればどんどん使わなきゃということで使っている例もあります。

じゃ、プレミアム商品券はどうなるのかというふうなこと、そこら辺でまたプレミアム商品券はプレミアム商品券で事務手続で遅れるとか等々のことがあって、そこら辺の情報も全然入ってこないとか、いろいろなことがあるんですが、とにかくちぐはぐですよ。ちぐは

ぐです。一貫して、ずっと見ていて、市の考え方も何かいろいろなこと、ああだ、こうだ、ああだ、こうだ言うてくるんですけども、全体としてどういうふうにやっていくのかという市としての考えもはっきりしていないし、僕らは一生懸命やろう、やろうと焦ってやっている面もあるんですけども、何か現実に追いつかない面もあります。

そこら辺のところを市としてはどういうふうに考えているのか、まず現状についてのお考えをお聞きします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 確かに時期的なものというのは、いろいろずれてきております。プレミアム商品券につきましても、当初5月20日を発行予定でございました。私たちもそのつもりであったんですけども、いろいろ商品券の印刷発注の状況等を考えますと、どうしても6月1日にずれ込むということになってきましたもので、その辺でずれてきたということはありません。できれば、定額給付金等にあわせて発行できれば一番よかったのではないかと思いますけれども。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、もう一回言いますけれども、定額給付金がもう4月28日に第1段がもう流れていると、市民のほうに行っていると。商店会等々が中心になってやる5,000円キャッシュバックセールは5月20日に当初どおりやりますと。プレミアム商品券は6月1日からだと。ばらばらなんですよ、ばらばら。これが問題だというふうに僕は言っているんです。

何のためにこの事業をやるのか、プレミアム商品券の事業をやるのか、何のためにやるのか、どうしたら一番効果的になるようにやるのか、そこら辺のことがなくて、それぞれがみんな勝手にそれぞれの思惑でやっていて、全体としてちぐはぐな状況になっている。一体690万円も使って何のためにやるのかということが再度問われてくるんじゃないですか。もう一度ご返答をお聞きします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 確かに効果的なものというのは、一緒にということで、私たちもそのつもりで進めてまいりました。ただ、その間、やはり印刷の遅れということがありまして6月1日にずれ込むという結果ですもので、渋々納得したという状況であります。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） もう1点お聞きしますけれども、なぜ4月28日に定額給付金をしなけ

ればならなかったのか、もう少しあわせて遅らせることができなかつたのかということについてのお答えをもう1点お聞きします。

それともう一つ、あと先ほどのアンテナショップです。この予算書には、アンテナショップじゃなくて観光イベント案内業務委託というふうに書いてあります。そこら辺がどういうふうに名前が変わったのか、内容がどういうふうに変わったのか、それについてお聞きします。

それで場所をあの2階の……。

〔発言する者あり〕

5番（鈴木 敬君） ああ、こっちか。ごめんなさい、じゃ、それです。じゃ、だそうですので、指摘を受けましたので、観光振興費としての観光イベント案内業務委託というのを、これの内容についてお聞かせください。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 定額給付金とプレミアつきの商品券の時期のずれということが政策的に市のほうのあれがばらばらじゃないかというお話でございますけれども、定額給付金につきましては、当初、絶対混乱がないように、間違いがないようにということで5月の中旬という予定でございました。担当者も各課から優秀な人間をつけて、準備をしておりました。ただ、他の市町の定額給付金の給付の時期も大分早いところもございました。この地区ですと河津町が大変早いときにやられたということで、市民要望も下田は何でこんな遅いんだという要望もありました。という中で担当のほうで努力した結果、少し前倒しでできるような形になったということで、時期を幾つかにずらしながら、受け付けを早い順に4月28日から給付を始めたという経過がございます。

プレミアつきのほうと時期がずれているということで、決して僕はプレミアつきの商品券の発行というのは、決して給付金だけのお金を当てにしているということじゃなくて、やっぱり魅力ある商品券であれば市民の方はこれを購入して使っていただける、こういうことでございますから、議員もおっしゃっているように、いろいろ市内の業者の方も努力をして5,000円のキャッシュバックというようなプレミアもつけてありますので、この辺はしっかりとPRをしていただければ、決して給付金とのずれがあっても全く問題が起きるというふうには私どもは考えておりません。努力を期待したいと思います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 鈴木議員の観光イベント案内業務ということで、下田市観光

協会のほうへ委託する事業でございます。内容については、繁忙期といいますが、現状は観光協会の事務局体制が従来からずっと4名ということで、繁忙期なかなか案内業務が不足しているという要望もありまして、そういうことで特に6月、7月、8月のあじさい祭から夏の海水浴時期にかけて、そしてその後の1回あきますけれども、水仙まつり、12月、1月、2月の花の時期、それから年間を通して町歩き等のミステリーツアーなどもやり始めておりますけれども、そういうことで現状は今のところ3名を考えております。

半年という制限がありますので、6月から8月、それから12月から2月、そして3名を予定しているんですけれども、6月から11月といったような、ちょっと変則的な期間ですけれども試験的にやらせていただいて、将来、今年この緊急雇用でやってみて実際どうなのかということでございます。

人材については、これ、基本的に公募ですので、どなたが入ってくるか、これから議決を得てから募集するわけですけれども、多少当てもございますので、そういった方々にこれに応募していただいて、経験者の方をお願いできればなというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

13番（土屋勝利君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、環境美化推進事業というようなことで、これはたしか地域の清掃ということでちょっとお伺いしておりますが、その中で特に県道と河川というようなことでちょっと聞いておりますが、実際に県道と河川あたりには小さいものは多少あるかもしれませんが、実際に物があるというのは、山間地に入った道路あたりが相当そういうものが放置されているというのが実態ではないかなと私は判断するわけですが、その中でどのような体制で地域を調査して回収するのか、その辺の要領をちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） ご質問の不法投棄の回収でございます。まず、市内の全域、一応現状の調査ということで、県道、市道、農林道をずっと巡回して調べます。そして、その中で目につく瓶とか缶とか不法投棄されたものを基本的に回収していくと。軽トラックを1台リースしまして、2名で回るといった状況をつくりたいと思います。

それから、物によっては警察とか地主さん等の連携もとらなければ、その不法投棄が撤去できないような状況も生まれてくると思いますので、そういうことも連携しながら、例えば

場所としては、朝日地区では田牛の海岸線とか大山線、また吉佐美田牛線、またヒノキ沢林道、また裏畑、吉佐美のほう、市道沿いとか、あとそれぞれ柿崎須崎1号線とか西部農道とか主な市道、林道、また市道、そういう谷に目立たないような、そういうところも中心に回収をしていきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 特に山間地、そして海岸の不法投棄というか、自動車の放置されているもの、あの辺も十分に調査した中で回収をすることができるなら、ひとつ十分にその辺を回収をしていただきたいというふうに思うわけですが、その辺は考え方があるでしょうか。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 放置自動車の件についても、調査の中であれば対応をしていかなければいけないというふうにも思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 知っていると思いますけれども、産業振興課のほうの農用施設維持管理事業の中の車両購入とありますけれども、今は車両というのは総務課一元で処理していると思うんですけれども、これは何か特殊なものを買ってやるのか、それとまた、なぜこの時期の臨時のときの補正予算に出てくるのか、その2点をお尋ねします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） この車両購入につきましては、軽ダンプを予定しております。これは緊急雇用で2名雇用します。半年使うわけですけれども、見積もりはリース見積もりが月9万円かかるということで、3年使いますと、6カ月なんですけれども、購入したほうが安いと。それで、あと1年の半分は総務課のほうで管理してもらう予定であります。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） じゃ、これは緊急雇用で、この資金で買うというわけですか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 財源につきましては、備品購入は緊急雇用には当たらないものですから、一般財源を充てる予定であります。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番。

8番(土屋 忍君) ちょっと1点だけ住宅リフォーム振興の事業なんですけれども、もう少しちょっと詳しくお願いしたいのは、これはどういう形で申請をして、だれが、例えばリフォームする建築主さんなのか、建築の業者さんなのか、またどういう内容を申請すると、こういう助成が出るのかということと、あとまた検査があるのか、いつ頃その助成金というのはどういう形で、どういう時期に出るのかという、その辺ちょっと詳しくお願いしたい。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) まず申請者ですけれども、事業者が申請していただきます。内容につきましては、リフォームですので、外壁の修繕とか内装の修繕とか壁紙を張りかえたりというような事業内容となります。

議長(増田 清君) 8番。

8番(土屋 忍君) ちょっと随分簡単過ぎるんですけれども、例えば業者の見積もりが要るだとか、最終的に税金を出すわけですから、例えば終わった時点で確認が市のほうであるとか、ないとか、それで申請書はいつ出すとか、その辺までちょっとわかっただらお願いしたいんですけれども。

議長(増田 清君) 産業振興課長。

産業振興課長(増田徳二君) すみません。申請は産業振興課のほうへ申請していただきます。

内容につきましては、現在建築を担当している者が総務課等に3名おりますので、その人たちに内容審査と検査をしていただく予定であります。

議長(増田 清君) 産業振興課長、手続について詳しく説明してあげてください。

産業振興課長(増田徳二君) 手続は、まず申請書を出していただきます。その申請書をもとに内容を審査します。それから決定通知を出しまして、それから業者発注をしていただくようになります。それで、工事が終わりましたら完成届を出していただきます。完成届を出していただきますと、うちのほうで検査に行きます。検査に合格しますと合格通知書を出しまして、それから請求書をいただくという段取りになります。

議長(増田 清君) ほかにございますか。

1番。

1番(沢登英信君) 関連して要請をしたいと思いますが、この住宅リフォーム助成事業につきましては平成15年から当局にお願いをしてきたところで、これが実現できるということで大変評価をさせていただきたいと思いますが、当然、交付要綱なり、条例をつくって市民

にサービスをするわけですから、客観的に、これ、どうするのかと、こういうものはつくられていると思うわけです。審議に当たって、ぜひともそういう資料を出していただきたい。口頭で説明するだけではなくて、こうこうこういうぐあいな方向でこれが進められるんだと。

当然、1,000万円からの予算を事業者がどう消化していくのかということになりますと、事業者のきっちり説明が届いていないと、これを使う人がいないということになってこようかと思います。そういう点で大工組合の方だとか、左官組合の方だとか、そういう団体の人たちとどういう話し合いをして詰めてきたのかと。

そして、現在どういう形で、恐らく単年度で終わるんじゃないと思いますので、きっちり条例なり、交付要綱なり、規則なり、市民にこういう形でサービス提供しますというものがあるんだと思うんですけれども、それがどうなっているのかということと、この1,000万円のサービスを50件予定しているわけですので、予算上ですね。どういう形でこの50件が消化されるのかと。予算は組んでみたけれども、だれも使う人がないというような、こんな形にならない保証がどういうぐあいに努力されているのかという点をあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、プレミアの件については、それは市長さんが一般的なものとして出しているんだと、こういう答弁ですが、そんなことはないわけです。定額給付金に合わせてこの時期にやっているわけですから、これはもう何が何でも5月20日に発行ということであれば、この期日に間に合わせるという努力を当局がしなければ、この効果は全く薄れてしまうと。やらないほうがいいと、極端に言えばこういうことにもなりかねないわけですので、きっちりこれは、再度、印刷できないからなんていうことは理由にならないと。印刷ができるようにどう進めるかというのが当局の責任だろうと思いますので、再度その点については、答弁は同じでしょうから要請をしておきたい、こういうぐあいに思うわけであります。

それから、学校教育関係のLDの子供たちへの対応ということで、全協のときでもお願いしましたけれども、こういう人たちの対応は3カ月とか6カ月で切ってしまうような仕組みではないと、田坂議員も言われたように当初予算で措置すべきだと。せめて6カ月ではなくて、3カ年続く事業であれば1年間雇用できるとか、同じ人がですね。あるいは3年間雇用できるんだと、こういうような要請を県にすべきじゃないかと全協のところでも言いましたけれども、これらの対応がどうなったかと。やっぱり6カ月で何らかの形でほかの人にかえてしまうと、こういうことになるのかと。

それから、緊急雇用はとりあえず6カ月が限度であろうかと思いますが、その方たちが6

カ月の間に新たなきっちりした職を見つけるということが本来の目的だろうと思うわけです。ですから、市内の美化関係の仕事に6カ月携わったと、そこでもう仕事がないから、ほかに仕事がありませんよということではなくて、その6カ月の間に次の続けられる仕事をどう見つけていくのかというところの手助けというのが当然必要になってこようかと思うわけです。

ただ6カ月雇えばいいということではなくて、この法の趣旨からいえば、そういう全体的な支援といえますか、人への全体的な支援が必要だと思うわけですが、そういう配慮と努力がこの事業の中でどうされているのかと、ぜひともそういう努力をしていただきたいという要望を兼ねてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） リフォーム関係の要綱はつくってあります。それに基づいて補助をしていきたいと思っております。

それとあと、このリフォームの補助期間ですけれども、当面は1年を予定しております。まず、とりあえず50件を予定しております。その状況等はまだこれからですので、まだどのぐらいの要望があるかわかりませんが、その要求自体、応募状況等を踏まえまして、また補正なり次年度検討していきたいと思っております。

議長（増田 清君） 産業振興課長、業者の説明は行いましたか。業界の説明。

産業振興課長（増田徳二君） これ自体、業者への説明はしておりません。ただ、業者はとりあえず産業振興課のほうへ登録していただく。その広報等につきましては、ホームページ、あるいは回覧等を使って周知していきたいと思っております。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 特別支援の先生方につきましては、県のほうに確認していただいたところ、6カ月だけで終わりじゃなくて、その後も継続できるというような県の見解をいただいているということでございますもので、これからですと6月からの10カ月というものを考えております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 要望を再度して終わりたいと思いますが、せっかく住宅リフォームの助成事業を予算を1,000万円も組んでいただいたと。ぜひとも市民に喜ばれて、この制度が使われるようにという観点がちょっと欠落をしているような気がしますので、ぜひとも直ちに業界の人たちに連絡をすると、あるいは説明をすると、こういう機会を持っていただきたいと要請をして終わりたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第36号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第37号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第38号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

明日8日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は11日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、9日、10日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時 6分散会